

府中町立府中中央小学校学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

1 いじめの定義といじめに対する基本姿勢

1 いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）

上記の法の見直し規定を踏まえ、平成 29 年に国の基本方針の改訂が行われ、改めて学校のいじめの対応の基本的な在り方が示された。重点項目は次のとおりである。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条 1 項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

これらいじめの定義や重点項目を受け、いじめ防止のための本校の基本姿勢として、すべての児童および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止のための基本姿勢として次の 5 つのポイントをあげる。

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる
- いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す
- いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う
- いじめの未然防止・早期発見、適切かつ迅速な対処のために、様々な手段を講じる
- 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協力を努める

2 いじめの未然防止のための取組

- 学校行事や児童会行事等を通して、人間関係形成能力を培い、自分という存在に自信をもち自己肯定感を育む。
- 人権教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つような働きかけを行う。
- 道徳科や学級活動等において、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。
- 一人一人を大切に、「分かった、できた」という授業づくりを進めていく。
- 校内研修でいじめ防止につながる研修を行い、教職員の資質能力の向上を図る。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- 学期に 1 度、いじめ・体罰・セクシャルハラスメントアンケートや個別面談による情報収集を行い、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校だよりやアンケートなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- いじめ問題を発見したときには、いじめられている児童の身の安全確保を最優先に考え迅速に対応する。同時に、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止委員会へ状況を報告する。
- 継続的な指導・援助が必要な場合には、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいていじめ解消に向けた適切な対応を組織的に進める。
- いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭等と連携を取りながら指導を行っていく。
- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

- いじめ防止委員会
 〈委員〉
 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、研究主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、事務主幹、その他、校長が必要と認める者
 〈活動〉
 (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組に関すること。
 (2) いじめの状況把握及び分析に関すること。
 (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援に関すること。
 (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援に関すること。
 (5) いじめを行った児童に対する指導に関すること。
 (6) いじめを行った児童の保護者に対する指導に関すること。
 (7) 専門的な知識を有する者等との連携に関すること。

(8) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

〈開催〉

原則として毎月 1 回開催する。ただし、いじめの疑いのある情報があり、校長が必要と認める場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係する児童へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定を行う。

5 教育委員会や関係機関等との連携

いじめ問題が生じたときには家庭との連携を平素よりも密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。また、府中町教育委員会に報告するとともに、臨時のいじめ防止委員会を開く。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、広島東警察署へ通報し連携を図る。

6 重大事態への対処

いじめにより、本校児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第 28 条第 1 項第 1 号）や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第 2 号）は府中町教育委員会に速やかに報告するとともに、いじめ防止委員会が中心となり、事実関係を明確にするための調査を実施する。さらに、調査結果については、府中町教育委員会に速やかに報告する。調査によって明らかになった結果は、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切な方法で提供する。

また、調査結果に基づき、いじめを受けた児童に対しては安全・安心を取り戻すための継続的なケアを行う。いじめた児童に対しては、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。